

## 社会福祉法人 松川町社会福祉協議会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人松川町社会福祉協議会定款第10条、第24条及び松川町社会協議会評議員選任・解任委員会運営細則第5条第1項の規定に基づき、役員等の報酬について定めることを目的とする。

(役員)

第2条 この規程において、役員とは、会長、理事及び監事をいう。

(役員報酬)

第3条 役員等の報酬は別表1に掲げる額とする。支払基準は別表2-2とする。ただし、町の理事者及び町職員が役員を兼ねる場合は、報酬を支給しない。

(各種委員等報酬)

第4条 評議員、評議員選任・解任委員、くらしの相談員、結婚相談員他社会福祉協議会事業に係る委員等の報酬は、別表2に掲げる額とする。支払基準は別表2-2のとおりとする。

附 則

この規程は、平成26年8月1日から施行する。

この規程は、平成28年12月6日から施行する。

別表1 (役員報酬)

職名	支給単位	報酬額	支給基準	備考
会長	月額	100,000円	出勤報酬	6月賞与1ヶ月以内
理事	1回	7,000円以内	// (時間による)	
監事	1回	7,000円以内	// (時間による)	

別表2 (各種委員等報酬)

役職名	支給単位	支給額	支給基準	備考
評議員	1回	7,000円以内	出勤時間による	
評議員選任・解任委員	1回	7,000円以内	出勤時間による	
くらしの相談員	1回	7,000円以内	出勤時間による	
結婚相談員	1回	7,000円以内	出勤時間による	
福祉推進委員	1回	7,000円以内	出勤時間による	
その他社協関係委員等	1回	7,000円以内	出勤時間による	

別表2-2 (出勤時間別金額表)

出勤時間	金額
2時間以下	2,900円
2時間を超え4時間以下	4,200円
1日(4時間超過)	7,000円